

国土交通省予算監視・効率化チーム設置要領

平成22年 3月 8日
国 土 交 通 省

1. 設置及び目的

国土交通省における予算の執行の適切性及び透明性の確保並びに効率性の向上を図るため、国土交通省予算監視・効率化チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

2. 事務

チームは、予算執行計画の策定、予算執行計画の進捗管理と自己評価の実施、予算執行上の重要な決定等についての事前審査、行政事業レビュー、予算執行に関する国民の声への対応、政策達成目標明示制度における進捗管理と自己評価、情報開示の推進その他国土交通省における予算の執行の適切性及び透明性の確保並びに効率性の向上を図るために必要な事務を行う。

3. 組織

- (1) チームは、チームリーダー、サブリーダー、チーム事務局長、チーム事務局次長及びチームメンバーをもって構成し、それぞれ次の別紙に掲げる者をもって充てる。
- (2) チームリーダーは、チームの事務を総括する。
- (3) サブリーダーは、チームリーダーの職務を助ける。
- (4) チーム事務局長は、チームリーダーの命を受けて、チームの事務を掌理する。
- (5) チーム事務局次長は、チーム事務局長を助け、事務を整理する。
- (6) チームリーダーは、必要があると認めるときは、別紙に掲げる者以外の者をチームメンバーとして参加させることができる。
- (7) チームリーダーは、必要があると認めるときは、助言を得るために、チームに外部の有識者を参加させるものとする。

4. 予算監視・効率化推進グループ

- (1) チームを補佐するため、チームに予算監視・効率化推進グループ（以下「グループ」という。）を置く。
- (2) グループは、チームメンバーの属する部局の職員のうちからチームリーダーが指名した者で構成し、大臣官房会計課長及び政策評価官が主宰する。
- (3) チームリーダーは、必要があると認めるときは、(2)で指名した者以外の者をグループに参加させることができる。

5. 事務の委任

チームは、2. の事務をグループ以外の組織に委任することができる。

6. 庶務

チーム及びグループの庶務は、関係部局の協力を得て、大臣官房会計課及び政策評価官室において処理する。

7. その他

この要領に定めるもののほか、チームに関し必要な事項は、チームリーダーが定める。

(別紙)

国土交通省予算監視・効率化チーム

チームリーダー	担当副大臣
サブリーダー	全ての大臣政務官
チーム事務局長	官房長
チーム事務局次長	政策統括官（政策評価担当）
〃	チームリーダーが指名する外部の有識者
チームメンバー	大臣官房人事課長
	大臣官房総務課長
	大臣官房広報課長
	大臣官房会計課長
	大臣官房地方課長
	大臣官房福利厚生課長
	大臣官房技術調査課長
	大臣官房参事官（人事担当）
	大臣官房参事官（会計担当）
	大臣官房上席監察官
	大臣官房官庁営繕部管理課長
	総合政策局総務課長
	総合政策局政策課長
	国土計画局総務課長
	土地・水資源局総務課長
	都市・地域整備局総務課長
	河川局総務課長
	道路局総務課長
	住宅局総務課長
	鉄道局総務課長
	自動車交通局総務課長
	海事局総務課長
	港湾局総務課長
	航空局監理部総務課長
	北海道局予算課長
	政策評価官
	観光庁総務課長
	気象庁総務部経理管理官
	運輸安全委員会事務局総務課長
	海上保安庁総務部政務課長
	その他チームリーダーが指名する者